

令和7年度 農業経営体等女性雇用促進事業 公募を実施します

女性を雇用して、新たな事業の立ち上げや経営拡大を図る
農業経営体等に対して、女性の雇用に必要な
職場環境整備等を支援します。

【募集期間】

令和7年4月7日（月）～ 5月9日（金）

※募集期間最終日の17時必着

【募集要領】

●概要 別紙

●補助率、採択要件等 裏面参照

●応募書類 計画承認申請書(ビジネスプランを添付)及び審査に必要と認められる書類

●応募書類提出から事業実施までの流れ

①応募書類の提出

所在地を管轄する府広域振興局(所在地が京都市及び乙訓3市町の場合は、経営支援・担い手育成課)に応募書類を提出。

②審査～計画承認

府は、応募書類の内容を審査し、採択事業者を決定し、計画承認を行う。
※不採択となる場合もあります。

③交付申請～交付決定

計画承認を得た実施主体は交付申請書を提出。府は、交付申請の内容を審査し、交付決定を行う。

④事業実施へ

※ 事業完了後に実績報告書を提出していただきます。

その後、実施状況 を検査して、補助金額を確定します。

また、事業実施後5年間は所定様式により、毎年、状況報告が必要です。

事業概要

※ 以下は抜粋です。募集要領及び実施要領を必ず確認してください。

事業概要	売上高2千万円以上タイプ	売上高2千万円未満タイプ
助成対象	・推進事業（外注加工費、デザイン料、試験検査費 等） ・施設・機械整備事業（農産物生産施設、加工施設、機械装置 等） ※男女別の更衣室やシャワー室等の女性雇用のための職場環境整備も可能	
実施主体	【共通要件】 ① 以下のア又はイを満たす者であること ア認定農業者かつ地域計画において定められた地域内の農業を担う者（事業採択年度内に満たすことが確実である者を含む） イ認定事業主 ※「認定事業主」とは林業労働力確保促進法第5条に規定する計画認定を受けた林業経営体をいいます。 ② 債務超過でないこと（3箇年度以内に改善が見込まれる場合を含む。）	
	③ 府内に事務所又は事業所を有する農地所有適格法人又は農林産物の生産を行う法人（助成期間中に確実に満たすと見込まれる場合を含む） ④ 過去3箇年度平均売上高（農林業部門に限る。）が2,000万円以上1億円未満	③ 府内に事務所又は事業所を有する農地所有適格法人又は農林畜産物の生産を行う法人（事業完了後3箇年度以内に確実に満たすと見込まれる場合を含む） ④ 過去3箇年度平均売上高（農林業部門又は畜産部門に限る。）が2,000万円未満
採択要件	【共通要件】 ① 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を1名以上確保（農林業部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。）することが見込まれること。	
	② 農業経営体の場合は、新規の常時雇用者2名以上を含む常時雇用者5名以上の確保（うち3割以上を女性とする。）を目標 ③ 助成対象経費の50%以上を金融機関からの融資により資金調達	② 年間の売上高2千万円を超える経営計画の策定 ③ 20%以上の経営規模拡大 ④ 助成対象経費の30%以上を金融機関からの融資により資金調達
事業期間	2箇年以内	1箇年
補助率	助成対象経費の40%以内（1件あたり補助金額300万円以内）	

問い合わせ先

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL075-417-6888
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0772-62-4305

令和7年度 農業経営体等女性雇用促進事業 募集要領

I 募集期間

令和7年4月7日（月）～令和7年5月9日（金）

※ 募集期間最終日の17時必着

II 農業経営体等女性雇用促進事業の内容

1 趣旨

農林業に従事する者が減少する中、各経営体において農林業及び農産加工等に従事する女性の安定的、継続的な雇用につなげるため、新事業の立ち上げや職場環境の整備等によって女性の活躍の場を創出しながら、経営を強化する取組を支援します。

2 事業種目

(1) 農企業者等経営強化型（売上高2千万円以上タイプ）

新規事業の立ち上げなどにより経営強化を図り、女性の安定的継続的雇用につなげる取組を支援

(2) 農企業者等目標型（売上高2千万円未満タイプ）

売上高2千万円の安定した経営を目指し、女性の安定的継続的雇用につなげる取組を支援

3 実施主体の要件

(1) 農企業者等経営強化型（売上高2千万円以上タイプ）

実施主体は次の①又は②かつ③から⑥の要件を満たす農業経営体又は林業経営体であること。

① 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（事業採択年度内に認定を受けることが見込まれる者を含む。）かつ事業実施地域内の農業を担う者（事業採択年度内に農業を担う者に掲げられることが見込まれる者を含む。）

② 認定事業主

※ 「認定事業主」とは、林業労働力確保促進法第5条に規定する計画認定を受けた林業経営体をいう。

- ③ 府内に事務所又は事業所を有する農地所有適格法人又は農林産物の生産を行う法人であること。（助成期間中に、満たすことが確実と見込まれる場合を含む。）
 - ④ 過去3箇年度分の売上高の平均（農林業部門に限る。）が2,000万円以上1億円未満であること。
 - ⑤ 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年度以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。
 - ⑥ 過去に本事業を活用していないこと。（ただし、過去に2千万未満タイプを活用した者は2千万未満タイプの採択要件目標を達成している場合に限り申請可能。）
- (2) 農企業者等目標型（売上高2千万円未満タイプ）

実施主体は次の①又は②かつ③から⑥の要件を満たす農業経営体又は林業経営体であること。

- ① 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（採択年度内に認定を受けることが見込まれる者を含む。）かつ事業実施地域内の農業を担う者（採択年度内に農業を担う者に掲げられることが見込まれる者を含む。）

② 認定事業主

※ 「認定事業主」とは、林業労働力確保促進法第5条に規定する計画認定を受けた林業経営体をいう。

- ③ 府内に事務所又は事業所を有する農地所有適格法人又は農林畜産物の生産を行う法人であること。（事業完了後3箇年度以内に、満たすことが確実と見込まれる場合を含む。）
- ④ 過去3箇年度分の売上高の平均（農林業部門又は畜産部門に限る。）が2,000万円未満であること。
- ⑤ 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年度以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。
- ⑥ 過去に本事業を活用していない者

4 助成対象経費

事業の趣旨に沿う取組のうち、次に掲げるものを対象とします。詳細は実施要領を確認してください。

(1) 推進事業

外注加工費、デザイン料、試験検査費、広告宣伝費、ホームページ作成費、商談会等の開催に係る会場借上料等

(2) 施設・機械整備事業

女性雇用に必要な職場環境整備に要する経費、農産物生産用施設・加工施設、機械装置及び工具器具等の整備に要する経費等

5 採択要件

事業計画書（ビジネスプラン）が、事業種目ごとに定める次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 農企業者等経営強化型（売上高 2 千万円以上タイプ）

- ① 農業経営体にあつては、事業完了後 3 箇年度以内に、新規の常時雇用者 2 名以上を含む常時雇用者 5 名以上の確保（農業部門に限る。また、うち 3 割以上を女性とする。）を目標とすること。
- ② 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を 1 名以上確保（農林業部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。）すると見込まれること。
- ③ 助成対象経費の 50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。

(2) 農企業者等目標型（売上高 2 千万円未満タイプ）

- ① 事業完了後 3 箇年度以内に、年間の売上高 2,000 万円を超えるビジネスプランとなっていること。
- ② 事業完了後 3 箇年度以内に、利用権の設定又は作業の受託等を行うことで、ビジネスプラン策定時点より 20%以上の農林業部門における経営面積若しくは畜産部門における頭羽数の拡大又は 20%以上の農林畜産業部門における売上高の増加を目標とすること。
- ③ 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を 1 名以上確保（農林業部門又は畜産部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。）すると見込まれること。
- ④ 助成対象経費の 30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。

6 補助率等

(1) 補助率

助成対象経費の 40%以内

(2) 1 事業あたりの補助額

300 万円以内

(3) 助成期間

農企業者等経営強化型（売上高 2 千万円以上タイプ）：2 箇年度以内

※ 但し、1 年ごとに事業完了させる必要があります。

農企業者等目標型（売上高 2 千万円未満タイプ）：1 箇年度以内

7 審査・採択

採択要件を満たすものの中から、女性雇用の確実性、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済波及効果等を総合的に判断の上、助成事業を採択します。

Ⅲ 申請手続き

1 申請書類等

(1) 応募時点（計画承認申請）

① 提出書類チェックリスト

② 別記第1号様式「農業経営体等女性雇用促進事業計画承認申請書」

③ 別記第2号様式「農業経営体等女性雇用促進事業計画書(ビジネスプラン)」

（別紙1） 「損益計算書」（法人にあっては「法人用」、個人にあっては「個人用」を作成）

（別紙2） 「販売費及び一般管理費の内訳表」

（別紙3） 「商品別の売上高及び営業利益内訳表」

（別紙4） 「販売先別売上高内訳表」

（別紙5） 「資金調達及び償還計画書」

（別紙6） 「支出内訳書」

④ 法人にあっては、法人登記事項証明書、定款、役員名簿、確定申告書（受付印のあるもの）、直近3期分の決算書（内訳書を含む。申請時に決算を迎えていない場合は、直前月以前3箇月の試算表に代替のこと）。個人にあっては確定申告書（受付印のあるもの）、直近3年分の決算書

⑤ 正社員(常時雇用者)の性別、雇用開始日がわかるもの

⑥ 「施設・機械整備事業」に取り組む場合は、施設にあっては、施設の規模決定根拠を説明する資料、機械にあっては、機械の選定理由を説明する資料

⑦ 事業概要がわかるもの（見積書、カタログ、設計図面等）

⑧ その他知事が必要と認める資料

(2) 交付申請時

別記第5様式 「農業経営体等女性雇用促進事業費補助金交付申請書」

※ その他、事業の進捗に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

2 申請書類等の提出先

所在地を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局の長を経由して、応募書類や申請書類等を提出してください。

所管区域	受付・お問い合わせ先	電話番号
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	0774-21-3212
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1 丁目 4-1	0771-22-0371
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020	0773-62-2743
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4305
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	075-414-4918

※ 郵送等で送付する場合は、必ず事前に連絡を入れてください。

※ 応募期間最終日の 17 時必着とします。遅れないよう御準備ください。

IV 事業の流れ

応募書類（計画承認申請書等）の提出	募集期間内に広域振興局等へ応募書類（要望調書等）を提出します。
計画承認（6月～7月）	ビジネスプランの内容を審査し、申請内容が適当と認める場合は、計画を承認します。 （計画承認後、補助金交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届を提出してください。）
交付申請書の提出	計画承認を受けた者は、期日までに広域振興局等へ補助金交付申請書を提出します。
交付決定（8月上旬）	交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付決定を行います。
事業実施	・ 交付決定後に助成対象事業に着手してください（交付決定前着手届が提出されていない場合、事前着手した事業は助成対象外です）。 ・ 必要に応じ、専門家の助言や情報提供を受けることができます。 ・ 事業内容や経費等に変更が必要なときは事前に相談してください。 ・ 現地調査や状況調査等の協力をお願いすることがあります。
実績報告書の提出	・ 事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。
事業実施後の状況報告	・ 事業成果の把握のため、事業完了翌年度から5箇年度まで、毎年実施状況報告をお願いします。 ・ 年度毎の売上高が目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、農業ビジネスセンター京都等の専門家派遣による指導・助言を受けていただきます。 ・ 事業による取得財産を処分、貸付等する場合には事前に御相談ください。

※ 事業計画の承認等に当たっては、内容確認のため、申請者に対してヒアリングを行います。

※ 日程は、変更することがあります。

V 注意事項

1 助成の対象とならないもの

次の(1)から(5)までに該当する経費はⅡの4に該当する場合でも助成されません。

- (1) 同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合
- (2) 実現可能性のない事業（必要な許認可を得る見込みがない事業を含む。）
- (3) 令和8年3月末日までに完了しない事業
- (4) 申請日の前に着手若しくは完了している事業
- (5) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税など）、不動産（農地を含む）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

2 融資

(1) 貸付決定について

事業の実施に当たっては、助成対象経費の50%以上（農企業者等目標型は30%以上）を融資によって資金調達することを要件としていますので、ビジネスプランの承認申請及び補助金交付申請に先立ち、金融機関による貸付決定を受けていること又は金融機関による貸付決定審査において当事業の採択を条件に貸付を受けること等が確実となっていることについて、関係機関の職員が確認することとしています。

(2) 金融機関について

- ・融資元となる金融機関は、普通銀行（株式会社ゆうちょ銀行を含む）、協同組織金融機関（信用組合、信用金庫、農協等）又は株式会社日本政策金融公庫とし、これらの金融機関から資金調達した場合に当事業が活用できるものとします。
- ・消費者金融（サラリーマン金融）及び事業者金融（商工ローン）からの融資を受けた場合は、事業の対象となりません。

(3) 融資が受けられない場合の交付決定の取消について

- ・事業実績報告書を提出するまでに、本事業にかかる経費について金融機関から融資又は融資決定を受けていない場合は、補助金の交付決定が取り消されますので、ご注意ください。

3 補助金の支払いについて

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付します。そのため、採択された場合であっても、希望された金額のすべてに応じられない場合があります。
- (2) 事業完了後に事業実績報告を提出していただき、広域振興局等において検査を行います。なお、補助事業として不適切な支出が認められた場合など、検査結果によっては申請された補助金額のすべてに応じられない場合があります。

4 事業の実施について

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従うとともに、補助金を他の用途に使用することはできません。
- (2) 補助金の適正な執行を担保するため、事業の実施に当たっては、3 者以上からの見積書の徴収や入札を実施の上、契約を締結されますよう留意願います。事業完了後に補助金の執行検査を実施しますが、その際、これらの手続きに関する書類を提示していただく必要があります。
- (3) 補助事業の内容の変更や中止等の事情変更が生じたときや、やむを得ず補助事業による取得財産を処分、貸付等したりする場合には、事前に広域振興局等に報告し、指示を受けてください。これらを無断で行った場合には、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 府は、補助事業の適正を期するため、事業遂行状況報告の提出を求め、立ち入り検査を実施することがあります。事業完了後も同様の調査を行うことがありますので御協力願います。
- (5) 事業の成果を把握するため、補助事業完了翌年度から 5 箇年度まで、毎年実施状況報告をお願いします。また事業に係る帳簿や伝票類は必ず 10 年間保存してください。
- (6) 本事業により整備した施設及び機械等については、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入してください。

VI 関係法令

補助金の交付に関する規則（抄）

（補助金等の交付の申請）

第 5 条 申請者は、申請書に補助事業等に関する事業計画書、収支予算書、その他知事の必要とする書類を添え、知事が別に時期を定めたときはその時期までに知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定等）

第 6 条

2 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または交付の条件を附して補助金等の交付の決定をすることがある。

（決定の通知）

第 7 条 知事は、補助金等の交付または不交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請書等記載事項の変更）

第 9 条 補助事業者等が第 5 条の規定により提出した申請書またはその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、変更の内容および理由を記載した書類を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者等は、別に知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）その他知事が必要とするときは、別に知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に収支決算書その他知事の必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。

京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

TEL 075-414-4918

E-Mail ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農業経営体等女性雇用促進事業実施要領

制定 平成 28 年 6 月 7 日 8 経第 454 号農林水産部長通知
改正 令和 5 年 8 月 8 日 5 経第 554 号農林水産部長通知
改正 令和 7 年 3 月 24 日 7 経第 202 号農林水産部長通知

第 1 趣旨

農林業に従事する者が減少する中、各経営体において農林業及び農産加工等に従事する女性の安定的、継続的な雇用につなげるため、新事業の立ち上げや職場環境の整備等によって女性の活躍の場を創出しながら、経営を強化する取組を支援する。

農業経営体等女性雇用促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

本事業の事業種目、実施主体、事業内容、助成対象経費、採択要件、助成期間、補助率については、別表に掲げるとおりとする。

第 3 事業の実施

1 事業計画の申請

- （1）本事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、事業計画承認申請書（別記第 1 号様式）により、広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）に申請するものとする。
- （2）（1）の申請に当たっては、実施主体が今後の経営の向上を図るために行う具体的な取組内容及びそれに対する目標を定めた計画（以下「ビジネスプラン」という。）を別記第 2 号様式により作成し、添付するものとする。

2 事業計画の承認

- （1）広域振興局長等は、第 3 の 1 の（1）の申請があったときは、これを審査し、事業計画の申請内容が適当と認めるときは、事業計画を承認するものとする。
なお、補助金の割当内示は事業計画の承認をもってこれに代えるものとする。
- （2）広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業計画の変更

実施主体が事業計画を変更しようとする場合は、第 3 の 1 から 2 までの規定を準用

するものとする。

なお、変更を要するものは、次のとおりとし、第3の1の(1)に規定する事業計画承認申請書に代えて、事業計画変更承認申請書(別記第3号様式)により申請するものとする。

- (1) 実施主体の変更
- (2) 補助金の増加
- (3) 補助金の2割を超える減額

4 交付決定前着手

(1) 第3の2の規定による事業計画の承認を受けた後、事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合は、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別記第4号様式)を広域振興局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前に事業に着手する場合、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担となることを了知の上、行うものとする。

5 補助金の交付申請等

(1) 実施主体は、規則第5条に基づき、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書(別記第5号様式)により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 実施主体が規則第9条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書(別記第6号様式)により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、次のとおりとする。

- ア 実施主体の変更
- イ 補助金の増加
- ウ 補助金の2割を超える減額

6 実績報告書の提出

実施主体は、事業完了後速やかに、規則第13条に基づき補助金実績報告書(別記第7号様式)を広域振興局長等に提出するものとする。

なお、助成期間が2箇年度にわたる場合、各年度の事業完了後速やかに補助金実績報告書を提出するものとする。

7 交付決定の取消し

広域振興局長等は、実施主体が事業実績報告書を提出するまでに金融機関から本事業の実施に要する経費のうち、別表で定める金融機関からの融資又は融資決定を受けていないときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

8 概算払

実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることがで

きる。

第4 書類の提出

この要領により広域振興局長等に提出する書類は、事業実施地域が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内に所在する場合にあっては京都府農林水産部経営支援・担い手育成課に、その他の場合にあっては事業実施地域の所在する市町村の区域を所管する京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課に提出するものとする。ただし、複数地域で事業を実施し、2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、京都府農林水産部経営支援・担い手育成課に提出するものとする。

第5 助成

広域振興局長等は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとする。

本事業により整備した施設及び機械等については、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入するものとする。

第6 推進及び指導体制

府は、本事業の円滑な推進を図るため、農業ビジネスセンター京都及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）と連携し、本事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

第7 実施状況の報告

実施主体は、実施状況報告書（別記第8号様式）を事業完了日が属する年度の翌年度から5年間、各年度の実施状況について、当該年度の翌年6月末までに広域振興局長等に提出するものとする。

なお、実施主体は、売上高の実績が事業計画に基づく年度毎の目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則（平成28年6月7日8経第454号農林水産部長通知）

この要領は、平成28年度分の事業から適用する。

附 則（令和５年８月８日５経第５５４号農林水産部長通知）

この要領は、令和５年８月８日から施行し、令和５年度分の事業から適用する。

附 則（令和７年３月２４日７経第２０２号農林水産部長通知）

この要領は、令和７年３月２４日から施行し、令和７年度分の事業から適用する。

別表

事業 種目	実施主体	事業内容	助成対象経費 (消費税及び地方消費税は除く。)	採択要件	助成 期間	補助率
農企業 者等経 営強化 型（売 上高2 千万円 以上タ イプ）	実施主体は、次の1又は2かつ3から6の要件をすべて満たす農業経営体又は林業経営体であることとする。 1 次に掲げる要件を満たす者であること。 （ア）事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。以下同じ。）又は事業採択年度内に認定を受けることが見込まれる者 （イ）事業実施地域内の農業を担う者（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画において定められた地域内の農業を担う一覽に掲げられている者をいう。以下同じ。）又は事業採択年度内に事業実施地域内の農業を担う者に掲げられることが見込まれる者 2 認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に規定する労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の	推進事業 事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど。	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（助成対象経費の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	ビジネスプランが次の要件のすべてを満たすこととする。 1 農業経営体にあつては、事業完了後3箇年度以内に、新規の常時雇用者2名以上を含む常時雇用者5名以上の確保（農業部門に限る。また、うち3割以上を女性とする。）を目標とすること。 2 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を1名以上確保（農林業部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。）することが見込まれること。 3 助成対象経費の50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	2箇年度以内	助成対象経費の40%以内 (補助上限300万円)
		施設・機械整備事業 規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付。用地取得は除く。	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの（女性雇用に必要な職場環境整備に要する経費を含む。）			

	機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画の認定を受けている者をいう。) であること。 3 農地所有適格法人等（府内に事務所又は事業所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人又は農林産物の生産を行う法人をいう。）であること又は助成期間中に、農地所有適格法人等になることが確実と見込まれる者であること。 4 過去3箇年度分の売上高の平均（農林業部門に限る。）が2,000万円以上1億円未満であること。 5 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年度以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。 6 過去に本事業を活用していないこと。（ただし、過去に2千万円未満タイプを活用した者は2千万円未満タイプの採択要件1から3の目標を達成している場合に限り申請可能とする。）					
農企業者等目標型（売上高	実施主体は、次の1又は2かつ3から6の要件をすべて満たす農業経営体又は林業経営体であることとする。 1 次に掲げる要件を満たす者であ	推進事業 事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（助成対象経費の50%以内に	ビジネスプランが次の要件のすべてを満たすこととする。 1 事業完了後3箇年	1箇年度以内	助成対象経費の40%以内 （補助上限

2千万円未満タイプ)	ること。 (ア) 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者又は事業採択年度内に認定を受けることが見込まれる者 (イ) 事業実施地域内の農業を担う者又は事業採択年度内に事業実施地域の農業を担う者に掲げられることが見込まれる者 2 認定事業主であること。 3 次の(ア)又は(イ)を満たすこと。 (ア) 農地所有適格法人等又は府内に事務所若しくは事業所を有する畜産物の生産を行う法人であること。 (イ) 事業完了後3箇年度以内に、農地所有適格法人等又は府内に事務所若しくは事業所を有する畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者であること。 4 過去3箇年度分の売上高の平均(農林業部門又は畜産部門に限る。)が2,000万円未満であること。 5 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年度以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。 6 過去に本事業を活用していないこと。	路開拓のためのマーケティングなど。	限る。) 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費(データ購入・調査分析にかかる経費等)、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	度以内に、年間の売上高2,000万円を超えるビジネスプランとなっていること。 2 事業完了後3箇年度以内に、利用権の設定又は作業の受託等を行うことで、計画策定時点より20%以上の農林業部門における経営面積、畜産部門における頭羽数の拡大又は計画策定時点より20%以上の農林業部門若しくは畜産部門における売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を1名以上確保(農林業部門又は畜産部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。)することが見込まれること。 4 助成対象経費の30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。		300万円)
		施設・機械整備事業 規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付。用地取得は除く。	1 次の施設等の整備に要する経費 (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの(女性雇用に必要な職場環境整備に要する経費を含む。)			

